

福岡県公報

平成二十三年八月二十六日
第三千二百九十七号
増刊 ①

目次

再掲

再掲

○福岡県税条例の一部を改正する条例

(税務課)……………一

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年八月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十号

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

付則第三十一条第一項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 警戒区域設定指示(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に

伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)

が市町村長に対して行つた法附則第五十五条の二第一項第一号に掲げる指示をいう。以下同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域(警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。)内に所在した家屋(以下この

項において「対象区域内家屋」という。)の同日における所有者その他の施行令で定

める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月(代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年)を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

4 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地(以下この項において「対象土地」という。)の同日における所有者その他の施行令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に對する当該対象土地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に對処するための地方税法及び東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

(平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置)

第二条 平成二十三年四月二十一日におけるこの条例による改正後の福岡県条例付則第三十一条第三項に規定する警戒区域設定指示区域(以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。)であつて同年三月十二日において法附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示(避難のための立退きに係るものに限る。)の対象区域であつた区域は、同条例付則第三十一条第三項及び第四項の規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、同

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁目28番1号 正光印刷株式会社 (電話 092-806-5708)

条例付則第三十一条第三項中「警戒区域設定指示（平成二十三年三月十一日）」とあるのは「平成二十三年三月十一日において警戒区域設定指示区域（同日）」と、「掲げる指示をいう。以下同じ。」が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示」とあるのは「掲げる指示（以下「警戒区域設定指示」という。）」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同条第四項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」とする。

（福岡県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 福岡県税条例の一部を改正する条例（平成二十三年福岡県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則を第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一条を加える。

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 改正後の付則第三十一条第一項及び第二項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された同条第一項に規定する代替家屋及び同条第二項に規定する代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。